

説明書

(令和6年5月2日)

棟方日出海（児童相談員）の暴行、暴力行為等処罰に関する法律違反（事件番号 R5-4920）に関し、2024年5月2日 13時40分から50分 大阪地方裁判所の332号法廷で判決が下された。

棟方日出美は日本人ではないため、通訳(中国語と思われる)付きであった。
結果、

「懲役1年 執行猶予3年の有罪判決」

裁判官からは以下内容が説明された。

- ・同被告人は障害者に対し2ヵ月にわたり複数回、暴行を働いており、常習的に暴行を行っていた。
- ・障害者から受けた行為に対し、同被告人が腹を立てて暴行を加えたにしても障害者が行った行為はその障害特性によるものであり、同被告人は専門家として障害者対応しているため、やはり腹を立てた上の暴行は妥当ではない。
- ・被害を受けた者は、その障害特性のため被害を訴えることが出来なかった。
- ・被告人は事実を認めたこと。その事実は証拠とも一致していること。
- ・同被告人には、前科・前歴がないこと。
- ・同被告人が反省していること。

上記内容を考慮し、執行猶予付きの有罪判決になったとの事であった。